

## 一般粉じん（法第 2 条第 6 項）及び粉じん（県条例第 2 条）

一般粉じん発生施設（法施行令第 3 条）及び粉じん発生施設（県条例施行規則第 5 条）規模要件

項番号		一般粉じん発生施設（法） 粉じん発生施設（県条例）	対 象 規 模	
法	県条例		法	県条例
1	1	コークス炉	原料の処理能力 50 トン/日以上	同左 20 トン/日以上
2	—	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ）又は土石の堆積場	面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	—
—	2	鉱物、土石又はチップの堆積場	—	面積 500m <sup>2</sup> 以上
3	—	ベルトコンベア及びバケツコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く）	ベルトの幅 75cm 以上 又は バケツの内容積 0.03m <sup>3</sup> 以上	—
—	3	ベルトコンベア及びバケツコンベア（鉱物、土石、セメント、チップ又は穀物の用に供するものに限り、密閉式のものを除く）	—	ベルトの幅 50cm 以上 又は バケツの内容積 0.01m <sup>3</sup> 以上
4	—	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く）	原動機の定格出力 75KW 以上	—
—	4	破碎機、粉碎機、摩砕機及び研磨機（湿式のもの及び密閉式のものを除く）	—	原動機の定格出力 破碎機、摩砕機 15KW 以上 粉碎機、研磨機 3.75KW 以上
5	—	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く）	原動機の定格出力 15KW 以上	—
—	5	ふるい（湿式のもの及び密閉式のものを除く）	—	原動機の定格出力 7.5KW 以上
—	6	打綿機及び混打綿機	—	原動機の定格出力 5KW 以上
—	7	チップパー及び碎木機	—	原動機の定格出力 15KW 以上
—	8	吹付け塗装機	—	吹付け能力 30 リットル/時以上

注 1 一般粉じんとは特定粉じん以外の粉じんをいう。

2 項番号とは、法では施行令別表第 2 の項番号、県条例では施行規則別表第 2 の項番号をいう。

3 規制対象となる一般粉じん発生施設及び粉じん発生施設は、法では工場・事業場に設置されるもの、県条例では工場・事業場に設置されるもので、法第 2 条第 10 項及び同条第 11 項に規定する一般粉じん発生施設及び特定粉じん発生施設並びに鉱山保安法第 2 条第 2 項本文に規定する鉱山に設置される施設を除く。

一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準（法第 18 条の 3、施行規則第 16 条）

項番号	施設名	法
1	コークス炉	<p>1. 装炭作業…無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p> <p>2. 窯出し作業…ガイド車にフードを設置し及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p> <p>ただし、ガイド車にフードを設置することが著しく困難な場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。</p> <p>3. 消火作業…消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p>
2	<p>鉱物（コークスを 含み、石綿を除く。 以下同じ）、土石の 堆積場</p>	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <p>1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>2. 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>3. 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>4. 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
3	<p>鉱物、土石、セメ ント用 ベルトコンベア バケットコンベア</p>	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <p>1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>2. コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第 3 号又は第 4 号の措置が講じられていること。</p> <p>3. 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>4. 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
4	<p>鉱物、岩石、セメ ント用 破碎機、摩砕機</p>	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <p>1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>2. フード及び集じん機が設置されていること。</p>
5	<p>鉱物、岩石、セメ ント用 ふるい</p>	<p>3. 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>4. 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準（県条例第16条、施行規則第20条）

項番号	施設名	条例
1	コークス炉	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 装炭作業…無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</li> <li>2. 窯出し作業…ガイド車にフードを設置し及び当該フードからの粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 ただし、ガイド車にフードを設置することが著しく困難な場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。</li> <li>3. 消火作業…消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</li> </ol>
2	鉱物（コークスを含む。以下同じ）、土石、チップの堆積場	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はチップを堆積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>2. 散水設備によって散水が行われていること。</li> <li>3. 防じんカバーでおおわれていること。</li> <li>4. 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</li> <li>5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>
3	鉱物、土石、セメント、チップ、穀物用ベルトコンベア バケットコンベア	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石、セメント、チップ又は穀物を運搬する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>2. コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。</li> <li>3. 散水設備によって散水が行われていること。</li> <li>4. 防じんカバーでおおわれていること。</li> <li>5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>
4	破碎機、粉碎機、 摩砕機、研磨機	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>2. フード及び集じん機が設置されていること。</li> <li>3. 散水設備によって散水が行われていること。</li> <li>4. 防じんカバーでおおわれていること。</li> </ol>
5	ふるい	<ol style="list-style-type: none"> <li>5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>
6	打綿機、混打綿機	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>2. フード及び集じん機が設置されていること。</li> <li>3. 防じんカバーでおおわれていること。</li> </ol>
7	チップパー、碎木機	<ol style="list-style-type: none"> <li>4. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>
8	吹付け塗装機	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>2. 集じん機が設置されていること。</li> <li>3. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>